大和郡山市における児童虐待の発見から対応までの流れ

＜前提＞

要保護児童対策地域協議会では、関係機関同士の情報交換や守秘義務が課せられていること、また情報共有が可能なことなど、役割分担や連携ルールが明確であることから、通告を受けた全ケースについて、要対協としての対応を開始している。

虐待の把握

・状況の把握

・相　談
・通　告

受付（緊急受理会議）

調整機関：大和郡山市要保護児童対策地域協議会
事務局：大和郡山市子育ち支援課

48時間以内

・調査開始（住基、健診、所属等の状況など）
・緊急度アセスメントシートの記入
　＊緊急の場合は、児相、警察と連携し対応
・受理票の作成

進行管理決定会議

【参加関係機関】
・子育ち支援課
・保健センター

・要対協ケースとして管理していくかの判断
・在宅支援アセスメントにより虐待の程度、種別の判定
・初期対応の検討や課題、支援の方向確認
・中央こども家庭相談センターへの連絡及び通告の判断

送　致
連　携

奈良県中央こども家庭相談センター

一時保護

在宅のまま支援（経過観察・面接等）

一時保護中もケース管理は行う

実務者会議（年６回開催）

【参加関係機関】
・郡山警察署
・奈良県中央こども家庭相談センター
・子育ち支援課
・保健センター
・学校教育課、青少年センター
・大和郡山消防署

・情報交換、個別ケース検討会議での課題の更なる検討
・要保護児童等の実態把握、支援ケースの総合的な把握
・要保護児童対策推進の啓発活動
・実務担当者会議の活動方針、代表者会議への報告
・要支援会議を開催、ケース検討

個別ケース検討会議（随時開催）

【参加関係機関】
・主担当
・関連機関
　学校教育課
　障害福祉課
　生活支援課　等
・家児相担当者

・要保護児童等の状況把握、問題点の確認
　（アセスメントシート記入）
・援助方針と役割分担の決定、認識の共有
・支援経過報告及びその評価

代表者会議（年１回開催）

【参加関係機関】
構成機関
(要網参照)

・実務担当者等が円滑に運営されるための環境整備
・支援に関するシステム全体の確認、検討
・地域協議会の現状及び活動状況の報告
・児童相談に関する施策の検討、提案